

地域建設業経営強化融資制度の運用について

(目 的)

第1条 この運用は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を目的として、長崎県が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定により、国の地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号国総建整第154号）における債権譲渡の承諾をする場合についての取扱いを定めるものである。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、次の各号の要件をすべて満たす工事とする。

(1) 前金払の支払いを受けた工事で、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められた工事。ただし、契約書第31条第2項の規定に基づく検査に合格した工事は、「工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領」（平成18年4月1日付）の規定による。

(2) 債務負担行為及び歳出予算の繰越等工期が複数年度に亘る工事にあつては、次のア又はイに該当する工事

ア 債務負担行為に係る工事（以下「債務負担工事」という。）にあつては、前号の規定中「出来高」とあるの「当該会計年度の出来高予定額に対する出来高」と読み替えて適用する。ただし、2年度以降は各会計年度毎に前会計年度の出来高予定額以上の出来高であることを要件とする。

イ 前年度から繰り越された工事であつて、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) 履行保証を付したもののうち、長崎県が役務保証を必要としない工事

(4) 受注者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な事由がない工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払いをした前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

ただし、請負契約が解除された場合においては、当該工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の長崎県の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）の増減に連動して債権譲渡額も増減するものとする。

3 債権譲渡の承諾は1請負契約について1回とする。ただし、債務負担工事にあつては、各会計年度の出来高予定額について1回とする。

(債権譲渡人)

第4条 債権の譲渡人は、長崎県と契約を締結した中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者とし、以下「中小・中堅元請建設業者」という。）である元請企業（以下「債権譲渡人」という。）とする。ただし、構成員の中に大企業が含まれる建設共同企業体（以下「JV」という。）は元請企業の範囲外とする。

(債権譲渡先)

第5条 工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は次に掲げる者に限るものとする。

- (1) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に定める事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業等を行い別表に掲げる者とする。
- (2) 建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施できる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行い別表に掲げる者とする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第6条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡の承諾申請を行う場合は次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡人が契約担任者へ提出すべき書類

- ① 債権譲渡承諾依頼書（様式1－3） 1通
- ② 債権譲渡契約証書の写し（任意様式。調印済のもの） 1通
- ③ 受益の意思表示の写し（任意様式。調印済のもの） 1通
- ④ 工事履行報告書（様式9） 1通
- ⑤ 保険会社又は保証会社の必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

※ 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により当該保険会社又は保証会社の承諾が義務付けられている場合のみ必要

- (2) 債権譲渡人が債権譲受人へ提出すべき書類

- ① 支払状況・支払計画書（様式6） 1通
- ② 誓約書（様式6'） 1通

- 2 第1項の申請を行うときは、当該債権が譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないものでなければならない。

(債権譲渡の承諾)

第7条 債権譲渡の承諾は、前条第1項に基づく適正な債権譲渡承諾申請書等の提出を受けた後、契約担任者において第2条から第6条までの要件並びに次に掲げる事項について確認が得られたときに限り、確定日付を記載した債権譲渡承諾書（様式2－1）を債権譲渡人及び

債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

この際、債権譲渡整理簿（昭和49年4月25日49監第187号「長崎県建設工事執行規則の施行について」様式第6号）に必要事項を記載し、保管するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書

- ① 本要領に定める様式を使用していること。
- ② J V案件の場合、J Vの名称、J Vの代表構成員及びその他の構成員全員の住所、氏名の記載があること。また、J Vの構成員に大企業が含まれていないこと。
- ③ 次の内容が契約書と一致していること。
 - 工事件名、工事場所、請負金額（債務負担工事にあつては出来高予定額）、工期、契約締結日
 - 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名
 - 債権譲渡人が使用した印
- ④ 支払済の前払金額及び部分払額に誤りがなく、債権譲渡額（申請時点）が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。
- ⑤ 債権譲受人に対し、口頭、電話等により債権譲渡承諾申請に関し、直接意思確認が得られること。

(2) 債権譲渡契約証書の写し

(1)の③及び④に関する記載事項が一致しているか。

2 前項に定めるほか、次に掲げる事項について確認が得られたときに限り承諾するものとする。

- (1) 債権譲渡先が、別表に掲げる者であること。
- (2) 債権譲渡人の倒産等の兆候（1回目の手形不渡等）がないものであること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事でないこと。
- (4) 前払金の支払いを受けた工事であること。
- (5) 工事履行報告書（様式9）に基づき当該工事の実施工程の出来高が2分の1以上に到達したことが確認できた場合。なお、承諾に当たっての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（様式9）の受領をもって2分の1以上に到達した事を確認するものとし、出来高の査定は行わないものとする。

3 第1項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後概ね1週間以内に遅滞なく行うものとする。

4 契約担任者は、第1項の規定により承諾を行ったときは、関係書類を契約関係図書に綴じるものとする。

5 債権譲渡の承諾後の中間前金払及び部分払に関する請求は次のとおりとする。

- (1) 債権譲渡人は中間前金払及び部分払を請求することができない。
- (2) 債権譲受人は部分払のみを請求することができる。

6 債権譲渡人及び債権譲受人は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し若しくは質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害する行為を行ってはならない。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 第6条に定める債権譲渡承諾申請書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾申請書等の内容について確認ができない場合若しくは債権譲渡の承諾に不適当な事由がある場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、契約担任者は債権譲渡人及び債権譲受人に対し、速やかに承諾しない理由を付した通知書(様式5)を交付するものとする。

(下請保護)

第9条 債権譲渡の承諾を行うに当たり、下請保護の観点から、以下の措置を講じるものとする。

- (1) 債権譲渡人は、下請負人が存在する場合においては、次に掲げる様式を提出すること。

ア 債権譲受人から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への「代金支払状況・支払計画書」(様式6)(以下「支払計画書」という。)を債権譲受人に提出すること。

イ 「誓約書」(様式6')を併せて提出すること。

- (2) 前項の下請保護方策にかかる下請負人等の範囲は、受注者が債権譲渡承諾申請に係る工事請負契約(以下「本件工事請負契約」という。)を履行するために使用する下請負人(受注者と直接の契約関係を有する者であつて、法人、個人を問わない)及び本件工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者(受注者と直接の契約関係を有する者であつて法人、個人を問わない。)とする。

(被担保債権)

第10条 債権譲渡は、将来債権譲渡人と債権譲受人との間で締結する金銭消費貸借契約書(工事請負契約を履行するための運転資金確保等のために行うもの。)に基づいて債権譲受人が債権譲渡人に対して取得する債権を担保するものであつて、債権譲受人が債権譲渡人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

(融資時の出来高確認)

第11条 融資時における譲渡債権担保価値の査定は、債権譲受人において行うこととし、契約担任者は担保価値の査定のための出来高確認は行わない。

- 2 債権譲受人において出来高確認を行うにあたり、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書(様式7)を契約担任者に提出するものとする。

- 3 契約担任者は、前項の依頼書の提出があつた場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(融資実行の通知)

第12条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第6条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、契約担任者に融資実行報告書(様式8)を提出するものとする。

- 2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、債権譲渡人は、遅滞なく債権譲受人に

変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(完成払)

第13条 完成払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に工事完成通知書（長崎県建設工事執行規則（以下「規則」という。）様式第16号）に工事記録等を添えて提出し、完成検査を受け、工事完成確認書（様式第20号）を受理した後でなければ行うことはできない。

2 債権譲渡人は、前項の確認書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に確認書の写しを提出しなければならない。

3 債権譲受人は、前項の確認書の写しを受理後、完成払請求書（規則様式第21号）1通を契約担任者に提出して完成払を請求するものとする。

(部分払)

第14条 部分払の請求にあたっては、債権譲渡人において契約担任者に既済部分検査申込書（規則様式第19号）に工事記録等を添えて検査を申込みし、既済部分検査結果通知書（規則様式第19号の2）を受理した後でなければ行うことはできない。

2 債権譲渡人は、前項の通知書を受理した場合においては、遅滞なく債権譲受人に通知書の写しを提出しなければならない。

3 債権譲受人は、前項の通知書の写しを受理後、部分払請求書（規則様式第23号）1通を契約担任者に提出して部分払を請求するものとする。なお、債権譲渡人の倒産等により、工事完成前に出来高部分を請求する場合においても当該請求書により請求するものとする。

(不正行為への措置)

第15条 債権譲渡人及び債権譲受人が長崎県に提出した書面について、明らかな偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、契約担任者は、債権譲渡人及び債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を通報するものとする。

(様式類の整備)

第16条 本運用に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類は、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領の様式とする。また、本運用に基づく債権譲渡を実施するに当たって必要な様式類等で、本運用に定めのないものは、債権譲受人において定めたものを使用することとする。

附則

この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

別表（第5条関係）

- ・長崎県建設工業協同組合
- ・対馬建設業協同組合
- ・北保証サービス(株)
- ・(株)建設経営サービス
- ・(株)建設総合サービス

地域建設業経営強化融資制度の運用について

改 正 後	改 正 前
(目 的) 第1条 この運用は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を目的として、長崎県が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定により、国の地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号国総建整第154号）における債権譲渡の承諾をする場合に<u>ついての取扱い</u>を定めるものである。 第2条～第16条 略	(目 的) 第1条 この運用は、中小・中堅建設業者への資金供給の円滑化を目的として、長崎県が発注する建設工事における工事請負契約（以下「契約」という。）に基づく工事請負代金債権について、長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年長崎県告示第167号。以下「契約書」という。）第5条第1項ただし書きの規定により、国の地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付国総建第197号国総建整第154号）における債権譲渡の承諾をする場合に<u>ついての取扱</u>を定めるものである。 第2条～第16条 略
附則 この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成33年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。	附則 この運用は、平成21年1月5日から施行し、平成28年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。